⑵　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）
㈠　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
ａ　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)
ⅰ　要支援１　532単位
ⅱ　要支援２　666単位
ｂ　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)
ⅰ　要支援１　589単位
ⅱ　要支援２　744単位
㈡　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
ａ　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)
ⅰ　要支援１　532単位
ⅱ　要支援２　666単位
ｂ　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)
ⅰ　要支援１　589単位
ⅱ　要支援２　744単位
⑶　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（１日につき）
㈠　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
ａ　要支援１　605単位
ｂ　要支援２　762単位
㈡　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
ａ　要支援１　633単位
ｂ　要支援２　790単位
㈢　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
ａ　要支援１　623単位
ｂ　要支援２　780単位
㈣　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)
ａ　要支援１　605単位
ｂ　要支援２　762単位
㈤　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)
ａ　要支援１　633単位
ｂ　要支援２　790単位
㈥　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)
ａ　要支援１　623単位
ｂ　要支援２　780単位
⑷　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）
㈠　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
ａ　要支援１　605単位
ｂ　要支援２　762単位
㈡　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
ａ　要支援１　605単位
ｂ　要支援２　762単位

注１　療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　⑶及び⑷について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、１日につき25単位を所定単位数から減算する。

４　医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、１日につき12単位を所定単位数から減算する。

５　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
イ　夜間勤務等看護(Ⅰ)　23単位
ロ　夜間勤務等看護(Ⅱ)　14単位
ハ　夜間勤務等看護(Ⅲ)　14単位
ニ　夜間勤務等看護(Ⅳ)　７単位

６　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。

７　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注６を算定している場合は、算定しない。

８　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

９　次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)、(ⅴ)若しくは(ⅵ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)若しくは(ⅳ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。
イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者